

税関における包括承認の確認方法について（お知らせ）

一般・特定包括輸出承認に係る輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第5条（税関の確認等）に基づく確認については、平成26年4月1日から下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

なお、「税関における継続取引一括輸出承認の確認方法について（お知らせ）」（平成24年2月10日付け）は廃止します。

記

1. 一般・特定包括輸出承認

一般・特定包括輸出承認を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載してください。これに基づき、税関は輸出しようとする貨物が一般・特定包括輸出承認の対象貨物であるかどうかの確認を行います。

輸出しようとする貨物について、一般・特定包括輸出承認の対象貨物に該当する輸出令別表第2の『項』、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成4年通商産業省令第38号）の『該当貨物』又は『該当規定』をインボイスに記載してください。

（記載例1）21の3の項 エチルメチルケトン

（記載例2）21-3 省令第1条第6号

（記載例3）21-3 1-6

2. お問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課